

第百九十六号議案

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

令和五年九月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例
 都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第五十七条の二の六第一項」を「第五十七条の二の七第一項」に改める。
 別表を次のように改める。

別表（第十条関係）

一 経常的経費

経費の種類	測定単位	単 位 費 用
一 議会総務費		
1 議会総務費	人口	一人につき 二六、一八七円
二 民生費		
1 社会福祉費	人口	一人につき 一五、〇二八円
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき 七四、六二六円
3 生活保護費	被保護者数	一人につき 一八六、二七九円

4	児童福祉費	十八歳未満人口	一人につき	一五〇、三六五円
		区立保育所入所児童数	一人につき	一、五二八、七五七円
		私立保育所入所児童数	一人につき	七〇九、五九〇円
5	国民健康保険事業助成費	被保険者数	一人につき	一三、〇五一円
6	後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	一人につき	七八、〇四二円
三	衛生費			
1	衛生費	人口	一人につき	九、七二五円
四	清掃費			
1	清掃総務費	人口	一人につき	四五五円
2	収集作業費	人口	一人につき	五、四〇三円
3	収集車両費	人口	一人につき	一、五〇四円
4	処理処分費	人口	一人につき	三、二九二円
五	経済労働費			
1	生活経済費	人口	一人につき	四五一元
2	産業経済費	事業所数	一箇所につき	五八、五七三円
六	土木費			
1	建築公害費	人口	一人につき	二、四八七円
2	都市整備費	人口	一人につき	一、一〇四円
3	道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	六一円
4	公園費	公園面積	一平方メートルにつき	一、五三七円

経費の種類	測定単位	単位費用
七 教育費 1 小学校費	児童数	一人につき 三九、六三一円
2 中学校費	学級数 学校数 生徒数	一学級につき 一、〇六七、〇六〇円 一校につき 一〇八、二五九、九七三円 一人につき 四三、二二五円
3 その他の教育費	学校数 児童生徒数 幼稚園数 人口	一校につき 一一三、五七四、九二九円 一人につき 二八、一五六円 一箇所につき 五三、四一一、五三二円 一人につき 六、四三六円
八 その他諸費	人口	一人につき 一円
1 公債費	元利償還金	一円につき 一円
2 財産費	年度支払額	一円につき 一円
3 その他行政費	人口	一人につき 一四、三一七円
二 投資的経費 一 議会総務費 1 議会総務費	人口	一人につき 三、六三八円
二 民生費		

1	社会福祉費	人口	一人につき	一、四八六円
2	老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	一二、五三四円
3	児童福祉費	十五歳未満人口	一人につき	四三、三一八円
三 衛生費				
1	衛生費	人口	一人につき	九九四円
四 清掃費				
1	収集作業費	人口	一人につき	五六六円
2	処理処分費	人口	一人につき	三、一五二円
五 経済労働費				
1	生活経済費	人口	一人につき	四四八円
六 土木費				
1	建築公害費	人口	一人につき	一、六六三円
2	都市整備費	人口	一人につき	二二四円
3	道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	一六三円
4	公園費	人口	一人につき	二、〇六四円
七 教育費				
1	小学校費	学校数	一校につき	一五七、六五〇、二八八円
2	中学校費	学校数	一校につき	一九九、三七二、九四四円
3	その他の教育費	児童生徒数	一人につき	一〇、三〇八円
		園児数	一人につき	二四八、二七三円
		人口	一人につき	五、二九二円

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例別表の規定は、令和五年度の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整から適用する。

(都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例(平成十九年東京都条例第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「第二条第一項」を「第二条」に改める。

(提案理由)

都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、特別区財政調整交付金の算定基準を改めるほか、規定を整備する必要がある。